



佐藤栄佐久氏 (郡山の自宅で)

### 県知事18年、私のパラダイム

二〇〇六(平成十八)年九月二十六日、第一次安倍内閣が誕生した、その翌日の二十七日に、私は県知事を辞職しました。

もう七年も前のことになりましたが、今もって私は何故自分が辞職しなければならなかったのか、正直に言えば分からないままです。「収賄額〇

円」の汚職事件とは何のことでしょうか? いずれにしても私が県知事のままにいると困る誰かがいたのですね。その人が誰なのか、分かりませんが、ありもしない罪をでっちあげてまで私を失脚させたかったのでしょうか。

原発のことにしろ、道州制や地方自治のこと、合併問題や商店街再生などについて、国や官庁に一步もひかずモノを申す私の存在が邪魔でしょうがなかったのだらうと思います。

今、テレビで銀行員ならこうあって欲しいと誰もが願う「半沢直樹」がヒットしています。正義が勝つのは、たとえドラマであっても気持ちのいいことです。現実の世の中もそうでなければならぬ、これが私の信念です。

限られた誌面で、私の知事時代にやったことをあげつつらってみても退屈な話でしょうが、私が十八年間どんな考

え方で県政を担ってきたか、地方自治をどうとらえてきたかを、振り返ってみます。改めて私の視座(パラダイム)を明確にして、今後の福島復興に少しでも役に立てたらと願うからです。

私が県知事に就任したのは一九八八(昭和六十二年)、四十九歳でした。幼稚に聞こえるかもしれませんが、私はその時、「県知事は県民のお父さんのようなものだ。私は県民のよいお父さんにならなければならぬ」と、深く肝に銘じたものでした。

### 芽は潤れていない

これは一貫して変わらない私のパラダイムで、県庁の職員にも耳にタコができるほど繰り返して言いました。

前にも言いましたが、「国↓県↓市町村↓住民」という流れまでのベクトルを、住民から出発して、「住民↓市町村↓県↓国」なんですと、意

識を変えてもらう。ですが、たったこの一事だけでも大変なことでした。

私は必死にその基本を訴え、実践してきたつもりですが、それが県政の基本になつてきちんと浸透し、体質にまでなっているかと訊ねられれば、残念ながらわからないと答えるしかありません。

しかし、芽はまだ潤れていない、と私は信じています。そして、芽や根が残っている限り、未来はあるのです。住民から出発する県政を貫けば、現在がどれほど辛い厳しい状況であろうと、福島県は復興します。

さて、私の理念、第二の軸といえるものは、「複数主義」という考え方です。これは民主主義の根幹を成すもので、一つの絶対、たとえばヒットラーのような全体主義を許さないことです。

私の政策のほとんどは、この複数主義をベースにしました。この考え方に立てば、東京一極集中など問題外です。単に、行政効率や経済性などで推し進められる道州制にも真つ向から反対しました。

福島県の県土づくりについても、私はは各々の地域の歴史や風土文化から、敢えて七つ上にしてはいけなと言われながらも、水環境保全条例を制定したこと、そして、県民参加による「うつくしま未来博」。

こうした一つひとつの政策は、バラバラの思いつきではなく、「県民のための地方自治を具現化したい」という考え方から始めたものでした。

|| 続く

\*題字は、石川進さん(本誌「私の博物誌」執筆)

## 前福島県知事 佐藤栄佐久氏

# 語る!

特別寄稿

の生活圏として、アクセスや道路の整備に全力を挙げたのです。

国が、かねや太鼓で進める平成の大合併も、私は、合併するもしないも住民の意向次第と、当然の原則を貫きました。

矢祭町の「合併しない宣言」は注目されましたが、私は「合併は住民の意思で」という態度を通しました。国の担当者が「矢祭町を血祭りにあげる」と言っている」ということも聞かえてきました。

結果、七百人の松枝岐村をはじめ、十五の村が福島県に



残り、私はいささか自慢に思っていました。二〇〇六年、フランスを訪問した折、フランスには、百六十人や千人程度の市がたくさんあり、民主主義の成熟度が違うのだな、と思ったものでした。

実際、今回の大地震で、合併した町村と、しなかった町村の苦労がどうなったかをみると、「無理な合併の不毛さ」が歴然としています。

### 三つ目のパラダイムは、「五つの共生」です。

国も県も市町村もイコールパートナーもそうですが、男



福島市のあづま総合運動公園陸上競技場を主競技場(右)に、県内各地で開催された第五十回国民体育大会(一九九五年一月二十八日)十月十九日)。「マスケット」の「キビタン」も人気を集めた

## 「半沢直樹」こそ私の信念 「県知事は県民の父」貫く

女共学の実現や、福島医大看護学部創成など、まず、「人と人の共生」ありきです。

自然や環境は未来からの信託という考えから、環境は資源、エコロードの創設など「人と自然の共生」、さらに、全国過疎地域自立促進連盟会長として十年、身をもって実践した「地域間の共生」。これらの中には、大型店対応のまちづくり条例や東京問題も含まれます。

### 原発問題と対峙も

そして、「世代間の共生」。ここに原発問題の根っこ、国のエネルギー政策と対峙せざるを得なかった考え方があります。

五番目が「民族や宗教、国家の共生」です。日本で唯一、福島県議会だけがイラク参戦に反対し、自衛隊派遣の反対決議をしたのは、今も記憶に新しいところです。

今、「佐藤栄佐久といえれば原発」と思われますが、原発のことも地方自治の在るべき姿、二十一世紀の価値観に立って「五つの共生」というパラダイムから出発しているのです。

思い起こせば、知事一期の四年目の時。土木部長と打ち合わせの際、トンネルや橋の

### 著者プロフィール 佐藤 栄佐久 (さとう・えいさく)

1939(昭和14)年6月24日生まれ。福島県郡山出身。県立安積高校、東京大学法学部卒。青年会議所活動などを経て83年の第13回参議院選挙に自民党公認で出馬、当選。88年、参議院議員を辞職して同県知事選に出馬、以後、5期連続当選。

知事在職中は、教育、環境問題に尽力する一方、東京一極集中、道州制などについて否定、さらに、政府、電力会社が進めるプルサーマル計画の導入についても反対を唱えるなど、「戦う知事」として県民の人気を集めた。ところが、県発注のダム工事に伴う「汚職事件」に関与したとされる実弟の逮捕によって、県政を混乱させた責任をとり、2006年9月、5期目の任期途中で辞職。その後、自身も逮捕される。12年10月、最高裁は弁護側、検察側双方の上告を棄却、懲役2年・執行猶予4年の最高裁判決が確定した。

☆ 高裁の判決は、「有罪」とする前提がすべて崩れているにもかかわらず、「無形のわいろ」や「換金の利益」といった従来の法の概念にはない不思議な理論と論法で「有罪」とした。この結果、「罪自体が不明」とし、「冤罪」を指摘する声も大きい。

☆ 著書に、『知事抹殺一つくられた福島県汚職事件』などがある。現在は、全国各地で国の体制・体質、原発問題などについて講演活動を展開中。